四　（略）

五　航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十九項に規定する国際航空運送事業（次条第五号イにおいて「国際航空運送事業」という。）及び同法第二条第二十項に規定する国内定期航空運送事業（次条第五号ロにおいて「国内定期航空運送事業」という。）　飛行計画を作成する機能を有する情報処理システム

六　空港（空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港をいう。以下この号及び次条第六号において同じ。）の設置及び管理を行う事業並びに空港に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第六項に規定する公共施設等運営事業　飛行場灯火（航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第四条第二号に規定する飛行場灯火をいう。）の光度を速やかに制御できる装置（電流を調整する機能を有する部分に限る。）

（特定社会基盤事業者の指定基準）

第二条　法第五十条第一項の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる特定社会基盤事業の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一　前条第一号に掲げる事業　次のいずれかの事業を経営する者であること。

イ　給水人口が百万人を超える水道事業

ロ　一日に給水することができる最大の水量が五十万立方メートルを超える水道用水供給事業

二　前条第二号に掲げる事業　当該事業を行う者であって、その経営する当該事業に係る路線の営業キロ程の合計が千キロメートル以上であるものであること。

三　前条第三号に掲げる事業　当該事業を行う者（特別積合せ貨物運送（貨物自動車運送事業法第二条第六項に規定する特別積合せ貨物運送をいう。イにおいて同じ。）を行うものに限る。以下この号において同じ。）であって、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。

イ～ニ　（略）

四　前条第四号に掲げる事業　当該事業を行う者であって、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。

イ・ロ　（略）

五　前条第五号に掲げる事業　当該事業を行う者（特定本邦航空運送事業者（航空法施行規則第二百四十条第一項第二号に規定する特定本邦航空運送事業者をいう。以下この号において同じ。）に限る。）であって、次に掲げる要件のいずれかに該当するものであること。

イ・ロ　（略）

六　前条第六号に掲げる事業　当該事業を行う者（国土交通大臣を除く。）であって、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。

イ・ロ　（略）

（構成設備）

第十二条　法第五十二条第二項第二号ハに規定する特定重要設備の一部を構成する設備、機器、装置又はプログラムであって特定妨害行為の手段として使用されるおそれがあるもの（以下「構成設備」という。）は、次の各号に掲げる特定重要設備の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　第一条第一号に掲げる特定重要設備　次に掲げるもの

イ　浄水処理の各工程の稼働状況の包括的かつ集中的な監視及び当該各工程の制御の用に供するサーバーとして機能するハードウェア

三　（略）

四　航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十九項に規定する国際航空運送事業（次条第四号イにおいて「国際航空運送事業」という。）及び同法第二条第二十項に規定する国内定期航空運送事業（次条第四号ロにおいて「国内定期航空運送事業」という。）　飛行計画を作成する機能を有する情報処理システム

五　空港（空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港をいう。以下この号及び次条第五号において同じ。）の設置及び管理を行う事業並びに空港に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第六項に規定する公共施設等運営事業　飛行場灯火（航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第四条第二号に規定する飛行場灯火をいう。）の光度を速やかに制御できる装置（電流を調整する機能を有する部分に限る。）

（特定社会基盤事業者の指定基準）

第二条　法第五十条第一項の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる特定社会基盤事業の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

（新設）

一　前条第一号に掲げる事業　当該事業を行う者であって、その経営する当該事業に係る路線の営業キロ程の合計が千キロメートル以上であるものであること。

二　前条第二号に掲げる事業　当該事業を行う者（特別積合せ貨物運送（貨物自動車運送事業法第二条第六項に規定する特別積合せ貨物運送をいう。イにおいて同じ。）を行うものに限る。以下この号において同じ。）であって、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。

イ～ニ　（略）

三　前条第三号に掲げる事業　当該事業を行う者であって、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。

イ・ロ　（略）

四　前条第四号に掲げる事業　当該事業を行う者（特定本邦航空運送事業者（航空法施行規則第二百四十条第一項第二号に規定する特定本邦航空運送事業者をいう。以下この号において同じ。）に限る。）であって、次に掲げる要件のいずれかに該当するものであること。

イ・ロ　（略）

五　前条第五号に掲げる事業　当該事業を行う者（国土交通大臣を除く。）であって、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。

イ・ロ　（略）

（構成設備）

第十二条　法第五十二条第二項第二号ハに規定する特定重要設備の一部を構成する設備、機器、装置又はプログラムであって特定妨害行為の手段として使用されるおそれがあるもの（以下「構成設備」という。）は、次の各号に掲げる特定重要設備の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

（新設）